税制上の優遇措置(東京水道 水源林寄附金)

※令和元年度6月1日現在(詳しくは以下の問い合せ先までご連絡ください)東京水道 水源林寄附金にご協力いただきますと、東京都への寄附として、次のような税制上の優遇措置が受けられます。

■【個人の方】 (所得税法第78条、地方税法第37条の2及び314条の7)

[所得税]

その年中に支出した寄附金額の合計(寄附金額が年間総所得金額等の40%を超えるときは、 40%相当額)から2千円を控除した金額を、その年分の総所得金額等から控除できます。

[住民税]

その年中に支出した寄附金額の合計(寄附金額が年間総所得金額等の30%を超えるときは、30%相当額)から2千円を控除した金額について、10%を乗じた額を、その寄附をした翌年度分の税額から控除できます。控除を受けるには、寄附をした日を含む年分の確定申告書の提出時に、東京都発行の領収書を添付してください。(確定申告をされた方については、住民税についての控除の申告は必要ありません。)

※本寄附金はふるさと納税の対象ではありません。

■【法人の方】(法人税法第37条、地方税法第53条、第72条の23及び第321条の8)

[法人税・法人住民税法人税割・法人事業税]

一般の寄附金とは別に、その事業年度において支出した国等に対する寄附金として、全額 を損金算入できます。損金算入するためには、寄附金を支出した日を含む事業年度の法人 税の確定申告書等にその金額を記載し、寄附金の明細書を添付するとともに、東京都発行 の領収書を保存している必要があります。

問い合わせ先

浄水部管理課

電話:03-5320-6437